

琉球大学学術リポジトリ

岸總理大臣第1次訪米関係一件 準備資料 第1巻

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2019-04-17 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/44185

(4)

詩歌句題

各種 借款の得失

三二、六、一〇
経済 扇

マ世銀借款は借入期間が長期にわたるが、借入手続が煩雑で融資決定に長時間を要するばかりでなく、融資受入後ににおいても厳しい監督上の監督を受けるので、業界では余り歓迎していない（最近ではインバクトローンの貸付も考慮している模様である）。

又借入手続が煩雑なことは、借入コストを一層割高なものとしている。

マその意味では、米国輸出入銀行による借款の方が歓迎されるが、これは米国から物資を輸入するものに限られるので、所謂インベクトローンは認められない。

又融資額は物資引取額の約半分程度に抑えられるのが通例であ

る。

なお織花借款は特殊のもので、その借入期間は十二カ月である。

三 借入金利、借入期間の最も有利なのは、余剰農産物の受入れであるが、その代り余剰農産物の受入量は米国からの通常輸入量の上積みでなければならないこと、その輸送には米船を五〇隻以上使用しなければならぬといふ条件が付されている。

四 外銀借款は外國銀行が同行業務の一環として日本商業者の特定プロジェクトに対し借款を与えるものであるが（移住借款は例外的に特定のプロジェクトによらない一括融資の方式をとつてゐる）、借款期間は他に比較して最も短いのが通例である。

又、民間外資も業者間の全くコマーシャルベースに基くもので、政府としては外資法ないし為替管理法に基く認許可を与える以外、

原則としてこれに介入することはない。

国際通貨基金よりの買入れは、他の借入とは性格が異つてゐる。即ち外貨資金の不足を補うため基金よりドルその他の硬貨を買入られないし借りれるものであるが、日本のドル出資額の範囲内では、相当額の円貨を基金に払い込んで外貨の買入れを行うため、右範囲内では外貨の買入がでまでも、その見返り円資金を国内で使用するということはできることになつてゐる。

各種借款一覧表

(三十一年十二月末現在)

金 利	期 間	保 証	受入条件	受入方式	わが国の受入実績	その他の
西界銀行	（英例） 最長二六年 最短五年 通常一二五年	貸付利子 手数料 約定手数料 手数料 計	経営上の監督 を受ける	日本開發銀行の転貸 行の転貸	大力発電 鉄鋼合理化 機械合理化 農業開発 計	借入手続が煩 雑で融資決定 に長期間を要 する
国际通貨基金	（別添 參照）	なし	要事を調査 する 日本出資額 （出資 会員の二 分の一 の額を理 由に承認は なしだ る）	自國通貨（円 ）と引換 えに他の加 盟国通貨を 買入れる	一二四万ドル相当 （ボンド買入 一九五三年買入 〔一九五四年買入〕	
本国輸出 入銀行輸出	五、〇〇 （英例） 最長二一年 最短九年	なし	米国からの物 資輸入代金に用 いられる（従つて インバクト・ ローンは認め られない）	借入承認額 （百万ドル ）は貯銀より逐 事算かに依りて決 定され、工事進 度が限度		

(織花借款)

(第六次分)

米國輸出
人銀行分
三七五九政府がドル
貨について本船五〇名日本銀行が
借款受入者第一次及び第二次
各四〇百万ドル第三次より第六次
各六〇百万ドル

保証

累計三二〇百万ド
ル余剰農産
物ドル支払分
円支払分
四一九四〇年
(三年据置
半年為賦償
還)

政府借款

通常輸入の農産物受入の第一次(一九五五
上積み見返り円の内年六月)百三十ドル
米船五〇名(第一次七〇萬圓計画)百三十ドル
の使用分第一次
第二次
年四月(一九五六)
一百三十ドル計
実績
一一一
一一一米銀
四一八百万ドル
その他
一二一

外銀借款

計
約利移
一定子住
手取借
多款
料費
(実例)

二一三年

外資法によ
るものには政
府が送金保
証

米銀
四一八百万ドル
その他
一二一

(実例)
出社
電源開発会
アメンクオブ
メンターナシナル
バンクオブ
光興産業
アメリカ
ナショナル
バンク
東京
住銀
会三行
社行
移米四百
万ドル
三七五九
万ドル

足 関 外 資

資本（実例）
に資本（実例）
対する融資
増加金
へ融資（実例）
年資に本（実例）
対する融資
増加年資
する金

総額六〇百万ドル
(その純株式取得
による投資五五
百万ドル)

（本年三月）

Charges on Use of Fund Resources

Charges in per Cent per Annum
for Each Period in which Holdings
are in Excess of Quota by (per cent)

	0 - 25	25 - 50	50 + 75	75 - 100
Service Charges5	.5	.5	.5
0 to 3 months	0.0	0.0	0.0	0.0
3 to 6 months	2.0	2.0	2.0	2.0
1/2 to 1 year	2.0	2.0	2.5	2.5
1 to 1-1/2 years	2.0	2.5	3.0	3.0
1-1/2 to 2 years	2.5	3.0	3.5	3.5
2 to 2-1/2 "	3.0	3.5	4.0	4.0
2-1/2 to 3 "	3.5	4.0	4.5	4.5
3 to 3-1/2 "	4.0	4.5	5.0	5.0
3-1/2 to 4 "	4.5	5.0		
4 to 4-1/2 "	5.0			

向一〇 別添

対中共貿易方式について

一 現在までの民間貿易協定

最近の日中貿易は、日本側日中貿易促進議員連盟（一九五二年十二月結成・代表理事池田正之輔氏）及び日本國際貿易促進協会（一九五四年九月結成・ワインの國際貿易促進協議会本部と連携がある趣。会長故村田省藏氏。現在副会長山本熊一氏が会長代理をしている。）、中共側中華人民共和国日本訪問貿易代表團（中國國際貿易促進委員会副主席雷任氏が团长）を当事者として、一九五五年五月東京で締結された所謂第三次日中貿易協定に基いて運営されてきている。

右協定は、日中それぞれの輸出品を甲、乙、丙に三分類（注）し、同類間の物資の交換により原則として類別に均衡せしめ一同

極
秘

5
10

穀物資交換原則)一片道總額三千万ポンドの進行を約しているが、他に通商代表部の設置、國家銀行間の清算勘定設定等、現在わが国として到底認め得ない非現実的な規定も有している。

右協定の締結については、政府は何等関与しなかつたが、締結後、当時の鳩山総理は、本協定に「支持と協力を与える」旨聲明された趣で、右聲明に關する書簡が前記の締結当事者間で交換されている。

本協定は、本来一年の有効期間であつたのを一年間延長し、本年五月三日まで有効といふことになつていたが、予定の第四次協定交渉が遅れたため、右期間満了に先立ち、右交渉の当事者となる筈の日本側三団体(前記二団体に加え、日中輸出入組合)・・・政府の意図を受け、一九五四年十二月設立された。組合長南郷三郎

氏……）より交渉開始の暫時延期方を申し入れた。これに対しても中共側では、まだ回答を寄せていないう態である。

なお、前述第三次貿易協定に先立ち、一九五二年六月日本側モスコーエ経済会議出席者（帆足計氏他二名）が帰途中共に立寄つた時、中国国際貿易促進委員会との間で、所謂第一次日中貿易協定を結び、また、一九五三年十月、日中貿易促進委員連盟代表及び実業界代表をもつて構成する通商検査団が中共を訪問した際、右團員が中国国際貿易促進委員会との間で所謂第二次日中貿易協定を締結したが、これらは、非現実的な性格が強く、当時の日中貿易の不振の実状からみても、実際的な意義は乏しかつた。

（注）日本側輸出品（主要なもののみ）

甲類 鉄鋼製品、鉄道機材、大型機械、発電設備、船舶（以

上大部分輸品)

乙類 化學製品、自動車部品、電氣通信器材、精密機械、儀器、醫療機械等(以上一部輸品)

丙類 自転車、シンン、雜貨、織機物及び毛織物、落棉
中共側輸出品(主要なもののみ)

甲類 鉄鉱石、銹鐵、石炭、大豆

乙類 米、塩、油脂、豚毛、マダラシアクリシカニ

丙類 滑石、豚皮、生漆

二 民間協定期間中の実績

第一次協定期間中の一年五カ月間の実績は、往復三、〇三〇千ボンド、第二次協定期間中の一年二カ月間の実績は往復二三、二八〇千ボンドで、それぞれ協定額往復六千万ボンドの約五%が上び約三九%に過ぎなかつたが、第三次協定以後は急速に貿易量が拡大され、最初の一年間（一九五五年五月一—一九五六六年四月一）の実績は往復三八、四一千ボンドで協定額の約六五%を遂行し、その後の延長期間八カ月についてみても、往復三九、七七三千ボンド、協定額の約六五%を達成している。

第三次協定の当初の一年間の月中貿易は、中共の大豆、米、塩、石炭等を買進んでわが方の入超を続けて來たが、一協定額片道三千万ボンドに対し、第二次協定期間中の輸出二七%輸入五〇%、

第三次協定当初の一年間の輸出三七%、輸入九一%）、その延長期間に入つてからは（一九五六年下半期から）乙類のセメント、機械類の輸出が進展したところ、これに見合う中共側の輸出が（米塩、油脳種子等）頭打ちの状態となり（丙類もほぼこれと同じ出超傾向にあり、甲類は入超であるが、片道取引となつてゐる大豆を除けばその入超額は大さくない。）漸次この傾向が強まつた結果、金体としての日本貿易のバランスが均衡への傾向を辿つてしまにかかわらずかかる類別のアンバランスが特に昨年末以来取引きの円滑な発展擴大を阻害する大きな要因となり、このままでは今後の伸長は期待し難い事情となつてきている。

（四）第四次民間貿易協定についての日本側準備と政府の方針

（1）問題点

前記のように現在、日中貿易が同類物資交換原則に基き且つ原則としてバークターにより行われ、風通り輸入物資選定難等の事情で最近可成り行詰つてゐるので、第四次協定締結については、三団体は適当り、先ず技術的な問題として

④新貿易計画作成について、同類物資交換原則の修正で、少くとも或る程度品目分類の変更（例えば乙類輸出品の一部を甲類に織入れる。直し、中共側では太額な入替には容易に應じないものとみられる）を行つた上、個別バークターを緩和する方策を講じ、片道五千万ポンド余りの金額とすること。

（四）兩國為替銀行間のコルレス契約の締結（直接業務關係を樹立

することにより現在のロンドン経由決済を東京、北京間で直接行うこととを内容とするがいかなるかたちでもクレジットの付与を認めない。他方中共側では、清算勘定式のものを希望しているが、あるので、中共側が日本側提案に同意するかどうかについては疑問がある。）の二点を中心として準備を進めているが、更に、

（）民間貿易代表部設置についての指紋問題に集約されている政治的な問題がある。すなわち第四次協定で規定した「外交官待遇」を与えられる常駐代表部の設置については、中共側も一應日本側の立場を了解し、「民間代表部」という線に譲歩したが、指紋免除についての先方の要求は極めて強く、國長副國長等に対し、例外的に指紋押捺免除を認める程度の措置

では満足しないとみられる。なお、裁判管轄権、司法特権等についても当初の治外法権の主張を完全に放棄はしていない趣である。

(2) 三団体の態度

第三次協定期間満了時期を控え、三、四月頃より各団体は色々の動きを見せたが、政治的問題の解決を先決と考える議連は、交渉地を北京とし、他方、技術的なトレード・ブランに主眼を置く日中輸出入組合は、予備交渉を東京で行うことを主張した。けだし、議連としては、昨一九五六年十月、右代表として池田正芝輔氏等が北京で中國國際貿促委員會と日中貿易の一層の促進に關する共同宣言ニシテニケを發表、右宣言ニシテニケ内で、第三次協定有効期間内に、民間通商代表部の相互設置を実現するよう努力すべき旨約束している次第もあり、北京に趣いて、先方と先ずとの卓を詰合わぬ限り、第四次協定締結のめどがつゝ難いと判断したものとみられ、一方、日中輸出入組合としては、

第四次協定を機会に、日中貿易に関するイニシアティヴを取得すべく、かねて通産省との連絡の下にトレード・プラン総合ペーラ方式等の構想を練つておいた経緯もあり、日本政府の指導を受け易い東京を希望したるものとみられる。

なお、三団体としては、当然第三次協定有効期間内に交渉に入る予定であったが、三団体の足並の不揃（特に農連内の池田正之輪氏を廻る対立及び自民党、社会党内の対立）及び、中共側の正確な意図が不明のため（中共側では、第四次協定締結について積極的な意思表示をしない一方、当初の主張を何も譲つていなか様）時期的には間に合わなかつた。三団体が暫時交渉開始の延期を中共に申入れたことは、前述のとおりであるが最近中共訪問より帰國した社会党議員団によつて、中共側の意

向として、第四次協定締結前に先ず現協定及び共同声明ニケ
に盛られた前記代表部設置、支払關係の樹立につきを定めるべきこと、交渉地は「効果のある場所」であればよく、北京を固執する必要のないこと等がえられ、これに基いて改めて三団体の協議を迅速に取まとめるべく準備中である。なお、又交渉時期についてには、岸外務大臣訪米終了後とすべきであるとのう意見が最近政府与党内には強い趣である。

(3) 政府の方針

前述のとおり、日中貿易は、これまですべて民間ベネスにて行つて来ており、政府としては日中貿易の円滑な運営につき許される範囲の技術的な協力をすると、中央政府の承認問題をインヴァンダル化せざる所に最大の配慮をしてゐる。

現在中共側との交渉に当つては、我が方三團体は、極く一部を除き左翼的傾向は少く、議員連盟も大体において超党派的に日本國民の対中共貿易促進に關する要望を代表してゐる。

従つて政府としては、今後第四次協定締結に際しては民間ベネスで行うとのラインを変更する意図はないが、商品分類、民間通商代表部の設置、決済方法の合理化等に關しては、隨時、日中輸出入統合等を通じ必要な内面指導を行つてゆくこととなる。

日 中 貿 易 の 搬 移 (一 万 千 ドル)

(年 次) (輸 出) (輸 入) (輸出入差)

一九五〇年	一、九六三	三、九三三	入超 一、九七〇
一九五一年	五八三	二、一六一	入超 一、五七八
一九五二年	六〇	一、四九〇	入超 一、四三〇
一九五三年	四五四	二、九七〇	入超 一、五一六
一九五四年	一、九一〇	四、〇七七	入超 二、一六七
一九五五年	三、八五五	八、〇七八	入超 五、二二三
一九五六 年	六、七三四	八、三六六	入超 一、六三三
上 半 期	二、三四一	三、九四七	入超 一、七〇六
下 半 期	四、四九三	四、四一九	出超 七四
一九五七年	一、四〇〇	一、九五六	入超 五三六
一一三月			

一九五五年五月
一九五六六年四月
開日中貿易額與實績

(輸出)

(実
績)

(達成率)

(達成額の達成率)

甲類

一、一四八千ドル

三・七%

三・九%

乙類

三五、七三二

八三・四%

七六・六%

丙類

三、九七〇

三・九%

一八・九%

計

三〇、八五〇

一〇〇・〇

三六・七

(輸入)

甲類

二〇、七七〇千ドル

二七・一%

七〇・六%

乙類

四八、〇九八

六三・七

一四三・一

丙類

七、八至四

一〇・三

三七・三

計

七六、七〇三

一〇〇・〇

九一・三

一九五六年四月中國貿易額類別實績

〔輸出〕

(實績) (構成率) (預定期○進行率)

甲類 三、五九三千ドル

五・三%

一二・二%

乙類 四四、四一九

六六・〇

一三二・〇

丙類 一九、三三九

二八・七

九二・〇

計 六七、三四一

一〇〇・〇

八〇・〇

〔輸入〕

甲類 二七、四六四千ドル

三三・一%

九三・四%

乙類 四一、四一五

四九・四

一二三・三

丙類 一四、六〇〇

一七・五

六九・五

計 八三、四七七

一〇〇・〇

九九・三

〔注〕 上、下半期別実績次のとおり。

〔輸出〕

(上半期)

(下半期)

甲類

一、四五六千ドル

二、一三七千ドル

乙類

一八、九三八

二五、四八一

丙類

三、〇一四

一七、三一〇

合計

二三、四〇八

四四、九三五

〔輸入〕

甲類

一三、七七五千ドル

一四、六九一千ドル

乙類

一九、二三九

二二、一七四

丙類

七、四四六

七、一五三

合計

三九、四六〇

四四、〇一七

權

權

(問十二) アジア及び東南アジアの自由諸国に対し、中共の脅威に対する警戒をゆるめたとの印象を与える如意措置をとるべきでない。チナイナ・デフレンシナルの全廃は、右諸国における防衛、協力をそこない、且つ中共の威信を高める結果となる惧あり。

答

答　南鮮、ベトナム、フィリピン及び台灣は別として、本地域の各國とも、經濟水準向上のため中共との貿易を希望しており、現在の統制の不合理が是正され、統制対象が純戰略性を有する品目に限られることとなつても、中共の脅威に対する警戒をゆるめたとの印象を与えることはないと思う。また、現在のように西歐各國の統制の足並みが乱れてゐることは、中共の威信を高めることになるかも知れないが、米國が不合理なチナイナ・デフレンシ

ヤルの廢止に同意し、各國が足並みを揃えて戦略物資の統制を行
うとするよきを事態にされば、中共の威信を高めるどころか、むし
る、米国を含む西欧諸国との結束の固さを示すことになると思われ
る。

句一。別添

対中央貿易方式について

一 現在までの民間貿易協定

最近の日中貿易は、日本側日中貿易促進議員連盟（一九五二年十二月結成。代表理事池田正之輔氏）及び日本国际贸易促進協会（一九五四年九月結成。ウインの国际贸易促進議員本部と連携がある趣。会長故村田省蔵氏。現在議会議長山本勝一氏が会長代理をされている。）、中共側中華人民共和国日本訪問貿易代表團（中國國際貿易促進委員会顧主顧書任氏が团长）を当事者として、一九五五年五月東京で締結された所謂第三次日中貿易協定に基いて運営されてきている。

右協定は、日中それぞれの輸出品を甲、乙、丙に三分類（注）し、同額間の物資の交換により原則として個別に均衡せしめ（同

穀物費交換原則一片通緝額三千万本シードの運行を約しているが、他に通緝代役部の設置、國家銀行間の清算機定設定等、現在わが國として到底認め得ない非現実的な規定も有している。

右協定の締結については、政府は何等関与しなかつたが、締結後、当時の鳩山總理は、本協定に「支持と協力を与える」旨聲明された趣で、右聲明に關する書簡が前記の締結当事者間で交換されている。

本協定は、本来一年の有效期間であるのを一年間延長し、本年五月三日まで有効ということになつてゐたが、予定の第四次協定交渉が遅れたため、右期間満了に先立ち、右交渉の当事者となる等の日本側三団体（前記二団体に加え、日中輸出入組合）・政府の意図を受け、一九五四年十二月設立された。組合委員会三郎

氏……」より交渉開始の暫時延期方を申し入れた。これに對して中共側では、まだ回答を寄せていなかい趣である。

なお、前述第三次貿易協定に先立ち、「一九五二年六月日本側セスコー經濟會議出席者（祝恩計氏他二名）が漫途中共に立寄つた時、中國國際貿易促進委員会との間で、所謂第一次日中貿易協定を結び、また、一九五三年十月、日中貿易促進委員連盟代表及び突厥界代表をもつて構成する通商視察團が中共を訪問した際、右團員が中國國際貿易促進委員会との間で所謂第二次日中貿易協定を締結したが、これらは、非実質的な性格が強く、當時の日中貿易の不振の実状からみても、実際的な意義は乏しかつた。

（注）日本側輸出品（主要なもののみ）

甲類　鐵鋼製品、鐵道機材、大型機械、發電設備、船舶（以

上大部分輸品)

乙類 化學製品、自動車部品、電氣通信器材、精密機械、儀器、醫療機械等(以上一部輸品)

丙類 自転車、タバコ、雜貨、織織物及び毛織物、菓糖

中共側輸出品(主要なもののみ)

甲類 鉄鉱石、銳鐵、石炭、大豆

乙類 米、鹽、油脂、麻毛、マダラシアクリンカー

丙類 滑石、麻皮、生漆

六 民間協定期間中の実績

第一次協定期間に一年五カ月間の実績は、接復三、〇三〇千ボンド、第二次協定期間に一年二カ月間の実績は接復二三、二八〇千ボンドで、それぞれ協定期額総額六千万ボンドの約五分の一よび約三九%に過ぎなかつたが、第三次協定以後は急速に貿易量が拡大され、最初の一年間（一九五五年五月—一九五六年四月）の実績は往復三人、即一千ボンドで協定期額の約六五%を達成し、その後の延長期間八カ月についてみると、接復三九、七七三千ボンド、協定期額の約六五%を達成している。

第三次協定の最初の一年間の日本貿易は、中國の大豆、米、糖、石炭等を買進んでわが方の入港を統計してみたが、（協定期片道三千万ボンドに對し）、第二次協定期間に輸出二七多輸入五〇%。

第三次通商過初の一平間の輸出三七五、輸入九一五）、その延長期間に入つてからは（一九五六年下半期から）乙類のセメント・機械類の輸出が進展したところ、これに見合ひ中央鋼の輸出が（米、油圧機子等）盛打ちの状態となり（丙類も併せて同じに出超傾向があり、甲類は入超であるが、片邊取引となつてゐる大豆を除けばその入超額は大さくない）。漸次この傾向が強まつた結果、金体としての日中貿易のバランスが均衡への傾向を辿つてしまふにかかわらずかかる傾向のアンバランスが特に昨年末以来取引の円滑な進展・拡大を阻害する大きな要因となり、そのままでは今後の伸長は期待し難い事態となつてゐる。

第四次民間貿易協定についての日本側準備と政府の方針

(1) 問題点

前記のようだ現在、日中貿易が同種物資交換原則に基き且つ原則としてベータードより行われ、是より輸入物資過度難等の事情で最近可成り行はれてゐるので、第四次協定締結については、三國体は差当り、先ず技術的な問題として

(1) 新貿易計画作成について、同種物資交換原則の修正で、少くとも成る程度品目分類の変更（例えは乙類輸出品の一部を甲類に編入れる。直し、中共側では大幅な入管には容易に感じられるとのふられ）を行つた上、個別ベータードを緩和する方策を講じ、片道五千五百万ボンド余りの金額とすること。

貿易協定書銀行間のヨルレス契約の締結（直接業務開設を樹立

することにより現在のロンドン経由決済を東京、北京間で直
接行うことを内容とするがいかななるかたちでもタレンジットの
付与を認めない。但方中共側では、清算勘定式のものを希望
してゐる事であるので、中共側が日本側提案に同意するかど
うかについては検討がある。）の二点を中心として準備を進
めてゐるが、更に、

（民間貿易代理部設置についての指綱問題に集約されている政
治的本問題がある。すなわち第四次協定で規定した「外交官
待遇」を与えられる常駐代理部の設置については、中共側も
一応日本側の立場を了解し、「民間代理部」という様に譲歩
したが、指綱免除についての先方の要求は極めて強く、國長
副國長等に対し、例外的に指綱免除を認める程度の措置

では満足しないと申される。なに、裁判官職務、司法等職務について最初の治外法権の主張を完全に放棄はしていない
趣である。

各團体の動向

第三次談判期間は了野幹事長を始め、三、四月度より各團体は色々の動きをみせたが、政治的問題の解決を先決と考える韓連は、安蘇連を北政とし、能方、技術的なアレーニ・ブランの主張を譲り日本輸出入組合は、子機交渉を東京で行うことを主張した。けだし、韓連としては、昨一九五六年十月、右代表として池田正之議員が北京で中蘇兩國貿易促進委員会と日中貿易の一環の施設開する英同口を立てて交渉、右口にて三ヶ所で、第三次協定有効期間内に、民間通商代表部の相互譲讓を実現するよう努力すべく説約束してゐる次第もあり、北政に就いて、先方を先ずこの度会合をおこなはり、第四次談判標榜のめどがつゝ難こと判断したとのふうだ。一方、日本輸出入組合としては、

第四次協定を締結し、日中領事に既するイギリス・チ・ティ・ウを取得すべく、かねて通商省との連絡の下にトレード・プラン総合ペーパー方式等の構想を練つておいた新幹もあり、日本政府の指導を受け易い東京を希望したものとみられる。

なお、三國体としては、当然第三次協定在効期間内に交渉に入ることとなつたが、三國体の尾並の不撓（種々課題内の池田正之輪氏を廻る改立及び自由党・社会党内の対立）及び、中共側の正確な意思が不明のため（中共側では、第四次協定開始につれて積極的な意思表示をしない一方、当初の主張を何ら變りてこない極端）時期的には間に合わなかつた。三國体が暫時交渉開始の延期を中央に申入れたことは、前述のことなりであるが最近中共訪問より帰国した社会党議員団によつて、中共側の意

向として、第四次協定締結前に先ず現協定及び共同宣言が
交換された前記代表部設置、支払賃金の創立につき定める入言と
して、交換地は「新來のある場所」であればよく、北京を限らず
ある必要のないことを明示され、これに随合て改めて三國本の協
議を迅速に取ましめるべく準備中である。是れ、又交換時期に
ついては、海外各大臣訪米終了後とすべきであるとのう意見が
最近政府等党内外は騒ぐ趣である。

四 政府の方針

前述のとおり、日中貿易は、これまで八十億圓以上とて行つて来たが、政府としては日本貿易の円滑な運営に力を貸される範囲の技術的な能力はするが、中英政府の通商問題をイニシエールとする点に最大の配慮をしてゐる。

現在中英側との交渉に当つてゐるわが方三箇体は、概く一筋を除き左表的範囲は少く、職員連署も大体において国民党的だ。日本側はの中華貿易促進委員会の代表として国民党の日本側の所長中華貿易促進委員会の代表として国民党の日本側の所長として政府としては今後本題に際しては国民党による手で行きとのラインを確立する意圖はなかが、商品分類も足りず通商代表権の設置、決済方法の合理化等に關しては、隨時、

日中輸出入組合等を通じ必要ある種交渉を行つてゆくことを考

日本貿易の概要（一九五二年）

（年次） （輸出） （輸入） （輸出入差）

一九五〇年 一、九六三 三、九三三 人超 一、九七〇

一九五一 年 五八三 三、一六一 人超 一、五七八

一九五二年 六〇 一、四九〇 人超 一、四五〇

一九五三年 四五四 三、九七〇 人超 一、五一大

一九五四年 一、九一〇 四、〇七七 人超 一、六七〇

一九五五年 二、八五五 八、〇七八 人超 一、二二五

一九五六年 一、七三四 八、三六六 人超 一、六四二

上半期 二、二四一 三、九四六 人超 一、七〇六

下半期 一、四九三 四、四一九 出超 七四

一九五七年 一、四〇〇 一、九五六 人超 五三六

一月 一、三月 一、一三月 一、一三月 一、一三月

一九五五年五月間日中貿易額度表

(輸出)

(英
國)

(荷蘭)

(確定額の運行率)

甲類 一、一四八千ドル

三・七%

三・九%

乙類 二五、七三二

八三・四

七六・六

丙類 三、九七〇

三・九

一八・九

計 三〇、八五〇

一〇〇・〇

五六・七

(輸入)

甲類 二〇、七七〇千ドル

二七・一%

七〇・六%

乙類 一八、〇九八

六三・七

一四三・一

丙類 七、八三四

一〇・二

五七・五

計 七六、七〇二

一〇〇・〇

九一・三

一九五六年四月李寶昌鋼鐵公司

(輸出)

() 貨物 () 異常 () 運送 () 運行規

甲 鋼 三、五九三千七九

乙 鋼

鐵皮，面一九

六六·〇

三三·二·〇

鐵

一九，五三二九

三八·七

九三·〇

鐵

六六·一

一〇〇·一

八〇·〇

(輸入)

甲 鋼

三三·二·〇，鐵大圓一千一

三三·一·〇

九五·四

乙 鋼

面一、面一、面一

三三·二·〇

一七·五

丙 鋼

大九·五

一〇〇·一

丁 鋼

八三·四

一〇〇·一

九九·五

(產)

上、下華南及東南之大約。

〔輸出〕

(上半期)

(下半期)

甲類

一、四至六千ドル

二、一三七千ドル

乙類

一八、九三八

三五、四八一

丙類

三、〇一四

一七、五一〇

合計

二三、四〇八

四四、九三五

〔輸入〕

甲類

一二、七七五千ドル

一四、六九一千ドル

乙類

一九、三三九

三二、一七四

丙類

七、四四六

一七、一五二

合計

三九、四六〇

四四、〇一七

極

秘

(四十一) アジア及び東南アジアの自由諸国に対し、中共の脅威に対する警戒をゆるめたとの印象を与える如き措置をとるべきでない。ナイナ・デフレンシナルの企案は、右諸國における防衛・努力をそこない、且つ中共の威嚇を高める結果となる懸あり。

答

南鮮・ダニトナム・フィリピン及び台灣は別として、本地域の各國とも、經濟本位向上のため中共との貿易を希望しており、現在の統制の不合理が是正され、統制対象が純喫茶性を有する西日に限られることとなつても、中共の脅威に対する警戒をゆるめたとの印象を与えることはないと思う。また、現在のように西歐各國の統制の足並みが乱れでいることは、中共の威嚇を高めることになるかも知れないと、米國が不合理なナイナ・デフレンシ

ナルの魔止大同連し、各國が足並みを揃えて戰略物資の統制を行
い得るような事態になれば、中共の威信を高めるところか、むし
る、米國を含む西歐諸國の結束の強さを示すこととなると思われ
る。